

全社民発第 76 号
平成 19 年 5 月 18 日

全国民生委員互助共励事業

都道府県・指定都市実施団体 代表者 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
事務局長 齊 藤 貞 夫

平成 19・20 年度民児協活動振興事業の募集について

本会事業の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り深謝申しあげます。

さて、地域における多様な福祉課題に対して、民生委員・児童委員の個別援助活動を基盤とした一層の活躍が求められている今、民児協活動においても、他団体・機関との連携による組織的な活動の展開が重要となってきました。

このようななか、本会では、全国民生委員互助共励事業における中央共励事業のひとつとして、民生委員児童委員協議会の組織活動を振興するため、今年度も標記助成事業を募集することといたしました。

つきましては、下記および別添「民児協活動振興事業の募集について」により募集を行いますので、趣旨等ご理解のうえぜひご申請くださいますようお願い申しあげます。

昨年度募集の助成対象事業（テーマ）が一部変更になっておりますので、ご注意ください。

なお、助成対象事業は、民児協活動振興事業専門委員会による選考のうえ決定致しますが、その際既に平成 18 年度に助成している都道府県・指定都市からの申請については、他の都道府県・指定都市を優先させていただく場合もございますので、ご了承のほどよろしくお願い申しあげます。

記

1. 助成対象・内容等 ※詳細は別添資料をご参照ください。

(1) 助成対象者

都道府県・指定都市社協もしくは同民児協、または都道府県・指定都市社協と同民児協による合議体（以下、「県社協等」とする）

(2) 助成対象事業

「虐待等への対応のための関係機関との連携強化策」または「災害に備えた日常の取り組み事業」への助成とし、事業実施期間は 2 年（平成 19 年度、

平成 20 年度) とする。

(3) 事業実施者

市町村民児協または単位民児協

(4) 助成額

1 県社協等あたり 20 万円×2 年間とし、助成個所数は 10 県社協等とする。

(5) 助成決定

申請書に基き、民児協活動振興事業専門委員会において助成先を決定し、平成 19 年 8 月中頃までに申請者へ通知する。

2. 申請方法等

(1) 別紙「募集について」にそって、別紙「申請書」※に必要事項をご記入のうえ、郵送にて平成 19 年 6 月 29 日（金）本会必着にてお送りください。

※互助共励ホームページ<<http://www2.shakyo.or.jp/gojokyourei/>>からダウンロード可。

(2) 貴県・市（管内）の互助共励事業非実施団体宛にも別紙（写）のとおりご案内しておりますので、ご調整のうえご申請くださいますようお願いいたします。

3. お問い合わせ・申請書類送付先

全国社会福祉協議会民生部 （担当：佐藤、阿部）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6747 / FAX 03-3581-6748

E-mail : z-minsei@shakyo.or.jp